

JIS

一般用自転車

JIS D 9301 : 2019

(JBPI/JSA)

平成 31 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	島 谷 克 史	公益社団法人消費者関連専門家会議
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタ ント・相談員協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 36.1.1 改正：平成 31.2.20

官 報 公 示：平成 31.2.20

原 案 作 成 者：一般財団法人自転車産業振興協会

(〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西 1 丁 3-3 TEL.072-238-8731)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL.03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	3
4 主要寸法及び構成部品	3
4.1 主要寸法	3
4.2 構成部品	3
5 安全性（性能，構造及び形状・寸法を含む）	3
5.1 一般	3
5.2 制動装置	5
5.3 操だ（舵）装置	9
5.4 車体部	12
5.5 走行装置	15
5.6 駆動装置	18
5.7 座席装置	21
5.8 保護装置	22
5.9 停立装置	25
5.10 積載装置	25
5.11 照明装置及びリフレックスリフレクタ	26
5.12 警音装置	27
5.13 附属装置	27
5.14 完成車の路上試験	27
6 外観	27
7 検査	27
7.1 検査の種類	27
7.2 検査項目	27
8 表示	28
8.1 製品の表示	28
8.2 リヤキャリヤに関する表示	29
8.3 表示の耐久性	29
9 取扱説明書	29
10 商品選択上の情報	32
附属書 A（参考）操だ（舵）装置の幾何学的配置	33
附属書 JA（規定）フレーム	34
附属書 JB（規定）前ホーク	38

	ページ
附属書 JC (規定) 自転車部品の互換性寸法	40
附属書 JD (参考) JIS と対応国際規格との対比表	60
解 説	64

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人自転車産業振興協会（JBPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS D 9301:2013** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 31 年 8 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS D 9301:2013** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

一般用自転車

Bicycles for general use

序文

この規格は、2015年に第2版として発行されたISO 4210-2を基とし、我が国の実情を反映し安全性の確保などを図るため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JDに示す。また、附属書JA、附属書JB及び附属書JCは対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、JIS D 9111の規定で分類される一般用自転車（以下、自転車という。）について規定する。なお、一般用自転車とは、スポーティ車、シティ車、小径車、実用車及び子供車をいう。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 4210-2:2015, Cycles – Safety requirements for bicycles – Part 2: Requirements for city and trekking, young adult, mountain and racing bicycles (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 1481-2 建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法

JIS B 0205-1 一般用メートルねじ－第1部：基準山形

JIS B 0205-2 一般用メートルねじ－第2部：全体系

JIS B 0205-3 一般用メートルねじ－第3部：ねじ部品用に選択したサイズ

JIS B 0205-4 一般用メートルねじ－第4部：基準寸法

JIS B 0209-1 一般用メートルねじ－公差－第1部：原則及び基礎データ

JIS B 0209-2 一般用メートルねじ－公差－第2部：一般用おねじ及びめねじの許容限界寸法－中（はめあい区分）

JIS B 0209-3 一般用メートルねじ－公差－第3部：構造体用ねじの寸法許容差

JIS B 0225 自転車－ねじ

JIS B 1501 転がり軸受－鋼球